

## 平成 31 年度入学志願者の特別措置

本学では、平成 30 年 7 月豪雨により被災した入学志願者および入学者に対し、以下の特別措置を実施いたします。

### 1. 対象となる被災地域

内閣府発表の「平成 30 年 7 月豪雨による災害にかかる災害救助法の適用について(第 17 報)」における地域（含む続報により指定された地域）

#### 【高知県】

安芸市、香南市、長岡郡本山町（法適用日：7 月 6 日）

宿毛市（法適用日：7 月 7 日）

土佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町（法適用日：7 月 8 日）

#### 【鳥取県】

鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町（法適用日：7 月 6 日）

#### 【広島県】

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、三次市、庄原市、

安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町（法適用日：7 月 5 日）

#### 【岡山県】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、

浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町（法適用日：7 月 5 日）

小田郡矢掛町（法適用日：7 月 6 日）

#### 【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町（法適用日：7 月 5 日）

#### 【兵庫県】

豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町（法適用日：7 月 5 日）

姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町（法適用日：7 月 6 日）

養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町（法適用日：7 月 7 日）

#### 【愛媛県】

今治市、宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町（法適用日：7 月 5 日）

#### 【岐阜県】

高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村（法適用日：7 月 6 日）

岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町（法適用日：7 月 8 日）

#### 【福岡県】

飯塚市、久留米市（法適用日：7 月 5 日）

**【島根県】**

江津市、邑智郡川本町（法適用日：7月6日）

**【山口県】**

岩国市（法適用日：7月6日）

（第17報、法適用日：平成30年7月5～8日）

2. 特別措置の内容

1) 入学検定料の免除

2) 入学金の免除

3) 学費等については以下の基準(平成23年4月3日「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に伴う被災世帯学生の授業料減免について」に準ずる)により、減免額を決定する。

被災状況	学費(授業料・施設費)等
<ul style="list-style-type: none"><li>家計支持者の死亡又は行方不明</li><li>家計支持者もしくは学費負担者の家計収入が被災により途絶えた場合</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>平成31年度の1期(半年分)の学費全額免除</li><li>休学を申請した場合は、平成31年度在籍料1期(半年分)全額免除</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>居住していた家屋の全壊</li><li>自営業の場合の店舗等の全壊</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>平成31年度の1期(半年分)の学費全額免除</li><li>休学を申請した場合は、平成31年度在籍料1期(半年分)全額免除</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>居住していた家屋が半壊</li><li>自営業の場合の店舗等の半壊</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>平成31年度の1期(半年分)の学費半額免除</li></ul>

3. 提出書類(1及び2～4のいずれか)

(1) 申請書

(2) 自治体が発行した「罹災証明書」または確認できる書類

(3) 家計支持者が死亡した場合は「死亡診断書」または確認できる書類  
行方不明者にあたっては、搜索願提出書類等

(4) 家計支持者もしくは学費負担者の収入が途絶えた証明書

4. 申請方法

出願時に3.の書類を提出